

平成 21 年 4 月 21 日

プレスリリース

社団法人 海外環境協力センター

## カーボン・オフセット認証制度に係る文書類に対する意見の募集 (パブリックコメント)について

- 「低炭素社会づくり行動計画」(平成20年7月29日閣議決定)に基づき、環境省は、カーボン・オフセットの取組を推進するにあたっての課題への対応策の一環として、平成21年3月18日に、「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準(Ver. 1.0)」を公表しました
- 気候変動対策認証センターでは、環境省の公表結果を受け、カーボン・オフセット認証制度の実施に必要な文書類の案をとりまとめました。カーボン・オフセット認証制度は4月30日(木)に開催予定の運営委員会において、当制度関連文書類が採択されることにより制度が発効する予定となっております。
- これらの文書類の案につきまして、広く皆様の御意見を募集するため、平成21年4月21日(火)から平成21年4月28日(火)までの間、意見の募集(パブリックコメント)を行いますのでお知らせいたします。

### 1. 意見募集の対象

- (資料1)カーボン・オフセット認証制度実施規則 (案)
- (資料2)カーボン・オフセット認証制度委員会規程 (案)
- (資料3)カーボン・オフセット認証制度ラベル・名称使用規程 (案)
- (資料4)カーボン・オフセット認証制度における申請書 (案)のうち主要なもの

### 2. 意見募集期間(意見募集開始日及び終了日)

平成 21 年 4 月 21 日(火)～平成 21 年 4 月 28 日(火) 正午 ※郵送の場合は同日午前中必着

### 3. 意見提出方法

別紙の様式にならない、郵送、電子メール、ファックスのいずれかの方法で提出して下さい。なお、電話および訪問による意見提出はお受けしかねますので、あらかじめご了承ください。

#### (注意事項)

- ・ご提出いただきましたご意見については、氏名、住所、電話番号、FAX 番号及びメールアドレス等個人情報情報を除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご了承ください。なお、個人情報についてはご意見の内容にご不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用致しません。
- ・皆様からいただいたご意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承ください。(いただいたご意見は、今後の検討の際の参考とさせていただきます。)

### 4. 意見提出先

以下の窓口へご意見の提出をお願いいたします。

郵送: 〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-8芝公園アネックス7階N  
社団法人海外環境協力センター内 気候変動対策認証センター

メールアドレス: [info@4cj.org](mailto:info@4cj.org)

FAX番号:03-5425-3745

(注意事項)

- ・ファックスの場合、様式は別紙をお使いください。
- ・郵送の場合は封筒の表面に、電子メール又はファックスの場合は件名に、「〇〇〇〇〇〇に対する意見」と記載してください。(例、「カーボン・オフセット認証制度委員会規程 (案)に対する意見」)

## 5. 関連情報

カーボン・オフセットに関する関連情報につきましては、以下のホームページにおいて掲載しております。

- [環境省 カーボン・オフセットのページ](#)
- [カーボン・オフセットフォーラムのホームページ](#)
- [気候変動対策認証センターのホームページ](#)

[本プレスリリースに関する問合せ先]

気候変動対策認証センター(CCCCJ)事務局

社団法人 海外環境協力センター(OECC)内

TEL:03-5425-3744 / FAX:03-5425-3745

E-mail:[info@4cj.org](mailto:info@4cj.org) / URL:<http://www.4cj.org>

## カーボン・オフセット認証制度実施規則 (案)

平成 21 年 4 月 30 日

カーボン・オフセット認証制度 運営委員会

低炭素社会づくりの必要性が迫られる中、環境省が平成 20 年 2 月 7 日に定めた「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」及び日本政府が平成 20 年 7 月 29 日に閣議決定した「低炭素社会づくり行動計画」に基づき、環境省が中心となりカーボン・オフセットの普及に際して必要となる共通のルールづくりが進められてきた。

そのような状況の中で、カーボン・オフセットフォーラム（事務局 海外環境協力センター）が主催する「カーボン・オフセットに係る透明性の確保、第三者認証及びラベリングに関するワークショップ」によりカーボン・オフセットの取組に対する第三者認証基準やラベリングに関する検討が行われ、平成 21 年 3 月 18 日に環境省により「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準 (Ver. 1.0)」(以下、「環境省認証基準」)が公表された。

今般、気候変動対策認証センター（社団法人海外環境協力センター内。以下、「認証センター」という）において、環境省認証基準に基づくカーボン・オフセットの取組の第三者認証及び、認証センターにおいてかねてより実施してきた「あんしんプロバイダー制度」を、カーボン・オフセット認証制度として一体的に運営していくこととし、当該制度の運営に際して必要な基本事項を次のように定める。

## 第 1 章 総則

## (目的)

第 1 条 カーボン・オフセット認証制度は、環境省認証基準に基づき個別のカーボン・オフセットの取組を認証する第三者認証、及びオフセット・プロバイダーの業務を確認し、その結果を公開するあんしんプロバイダー制度から構成され、認証センターにより実施されるものであり、適切なカーボン・オフセットの取組に対してカーボン・オフセット認証ラベル（以下、「カーボン・オフセットラベル」）の使用を認めるとともに、オフセット・プロバイダーの活動の透明性を確保することにより、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組の普及を図り、もって国民による温室効果ガス排出量の認識及び一層の削減努力を促進することを目的としている。

2 オフセット・プロバイダーとは、市民、企業等がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及びカーボン・オフセットの取組を支援又は取組の一部を実施するサービスを行う事業者をいう。

## (原則)

第 2 条 本認証制度においては次の各号に掲げる原則に従うものとする。

- (1) 本認証制度において認証センターにより提供されるラベル及びオフセット・プロバイダーに関する情報は、正確で、検証可能で、関連性があり、誤解を与えない。
- (2) 本認証制度において認証センターにより提供されるラベル及びオフセット・プロバイダーに関する情報は、主張を裏付けるために十分に詳細、かつ、包括的であり、正確で再現性のある結果が得られる科学的方法に基づく。
- (3) 手続、方法及び判定基準に関する情報は、すべての利害関係者が入手可能であり、原則として要求に応じて提供する。
- (4) 本認証制度における委員、事務局等の関係者は、本認証制度において認証センターにより提供される情報が環境性能を改善する可能性がある技術革新を抑制しないように注意を払う。
- (5) 本認証制度実施上の情報の要求は、本認証制度における審査又は確認に必要なものに限定する。
- (6) 本認証制度実施にあたっては、認証センターは、別に定める利害関係者の参加による公開の協議を設定し、コンセンサスを得るための相応な努力を行う。
- (7) 申請者は、購入者及び潜在的購入者が入手可能な形で、認証済の商品・サービス等に対するカーボン・オフセット認証に関する情報を提供する。

(認証対象者)

第 3 条 本認証制度における個別のカーボン・オフセットの取組の認証対象者は、企業、NPO/NGO、自治体、政府、市民等の温室効果ガス排出を行っているあらゆる社会構成員とする。ただし、オフセット・プロバイダー等他者による申請の代行を認めるものとする。

2 本認証制度におけるあんしんプロバイダー制度の確認対象者は、第 1 条第 2 項で定義したオフセット・プロバイダーとする。

(認証基準等)

第 4 条 本認証制度における認証基準（以下、「認証基準」という）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準
- (2) 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）
- (3) カーボン・オフセットの対象活動から生じる GHG 排出量の算定方法ガイドライン
- (4) カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン

2 本認証制度実施にあたっての制度文書は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) カーボン・オフセット認証制度実施規則
- (2) カーボン・オフセット認証制度委員会規程
- (3) カーボン・オフセット認証制度ラベル・名称使用規程

(4) カーボン・オフセット認証制度実施要領

3 本認証制度実施にあたっての参照文書は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、実施にあたっては認証基準や制度文書が参照文書に優先する。

- (1) 適合性評価－適正実施規準 (JIS Q 0060 : 2006)
- (2) 製品認証機関に対する一般要求事項 (JIS Q 0065 : 1997)
- (3) 適合性評価－製品認証の基礎 (JIS Q 0067 : 2005)
- (4) 環境ラベル及び宣言－一般原則 (JIS Q 14020 : 1997)
- (5) 適合性評価－用語及び一般原則 (JIS Q 17000 : 2005)
- (6) 検査を実施する各種機関の運営に関する一般要求事項 (JIS Q 17020 : 2000)
- (7) 適合性評価－第三者適合マークに対する一般要求事項 (JIS Q 17030 : 2004)
- (8) 地球温暖化対策推進法 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (環境省・経済産業省)
- (9) 環境表示ガイドライン (環境省)

(制度実施体制)

第5条 本認証制度における制度実施体制は、以下のとおりとし、認証センターの諮問機関とする。次の各号に掲げる委員会を設置する。

- (1) 運営委員会 本認証制度の運営
- (2) 認証委員会 本認証制度に基づき案件の認証
- (3) 監督委員会 運営委員会及び認証委員会の活動に係る監督

2 認証センターは、前項に基づき設置される委員会の決定を最大限尊重する。

3 第1項に基づき設置される委員会の業務分担の詳細については別に定める。

4 運営委員会、認証委員会、監督委員会、認証センター及び認証センターの委託先を総称して制度管理者という。

(制度参加者と参加者登録)

第6条 本認証制度により、カーボン・オフセット認証又はあんしんプロバイダー制度への参加を希望する者は、初回申請時に、第4条第1項に定める認証基準、同条第2項に定める制度文書ならびに別に定める約款に同意の上、別に定める誓約書を認証センターに対して提出し、所定の手数料を認証センターに対して支払うことにより、制度参加者としての登録を行わなければならない。

2 認証センターは前項の制度参加者の申請に基づき、制度参加者を登録（以下「参加者登録」という）する。

3 参加者登録の有効期間は申請受理日の月末から起算して1年の日（以下、「有効期限」という）とする。

4 参加者登録の有効期間の更新を希望する制度参加者は、有効期限の3ヶ月前より、所定

の手数料を認証センターに対して支払うことにより、登録の更新申請を行うことができる。

5 有効期間内に前項に基づく更新申請を行わない場合で、参加者登録申請を再度行う場合は、新規登録とみなし、第1項に基づく手続きを準用する。

6 参加者登録の有効期間を更新する場合、当該更新期間は1ヶ月単位で、1ヶ月以上12ヶ月以内とすることができる。

7 参加者登録により、別に定める約款に基づく契約関係が生じ、制度参加者と制度管理者の間における権利と義務の関係が生じることとする。

#### (機密保持及び守秘義務)

第7条 本認証制度における委員、認証センター、並びに制度参加者は、制度運営等の業務において知り得た非公知の情報の機密を保護するために、目的以外には使用せず、公開情報を除いては守秘する義務を負い、他に開示・漏洩しないものとする。

2 制度参加者は、認証センターが、カーボン・オフセット認証制度実施に必要な範囲で、制度参加者の情報を関係者に提供することがあることをあらかじめ承諾するものとする。

#### (文書及び個人情報の管理)

第8条 認証センターにおける文書保持期間は文書の重要性に応じて別に定め、運営委員会により承認を得る。

2 認証センター及び制度参加者は、個人情報について、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を参照し、「個人情報の保護に関する法律」の定めに従って適正に取扱う他、認証センターにおいては、その内規に従う。

#### (認証センターの適格性)

第9条 認証センター及び要員の適格性については、別に定める文書に基づき定期的に評価し、運営委員会により承認を得る。

#### (異議申立て、苦情等)

第10条 利害関係者から持ち込まれる本認証制度に関する異議申立て、苦情等については、監督委員会及び認証センターにより定められた手順に従って処理し、記録する。

#### (規程の制定・改廃)

第11条 当規程の制定は、第1回運営委員会における採択により発効する。

2 当規程の改廃は、各委員会の発議に基づき、運営委員会において決議される。

3 第1項に基づく当規程の制定及び前項に基づく当規程の改廃が発効する前に、認証センターは、ウェブページにおいて十分な期間において適切な予告を行い、利害関係者が表明した見解を考慮する。

4 監督委員会は、運営委員会が、第 2 項に基づく当規程の改廃を決議した後、合理的であると考えられる期間内に、利害関係者に対して必要な対応を行ったことを検証する。

(本制度の変更、中止または終了)

第 12 条 前条にもかかわらず、認証センターは、認証センターのホームページへの掲示により、カーボン・オフセット認証制度の一部または全部を変更、中止または終了できるものとする。ただし、すでに認証されている認証対象のラベル利用期間中の利用を妨げない。

(免責事項)

第 13 条 カーボン・オフセット認証制度への参加により制度参加者等に何らかの損失が生じても、制度管理者は責任を負わず、制度参加者は制度管理者に対して求償しないものとする。

## 第 2 章 カーボン・オフセットの案件の認証

### (認証単位の定義)

第 14 条 本認証制度において認証する個別のカーボン・オフセットの取組（以下「案件」という）の認証単位は、以下の各号に掲げる条件（以下、「同一性条件」という）をいずれも満たすものとする。

- (1) 温室効果ガスの排出の範囲（バウンダリ）の設定が同一であり、それらを算定の上で、カーボン・オフセットを一括して実施するもの
- (2) 制度参加者により物理的・時間的あるいは契約上の範囲で特定される同一規格の商品・サービス、会議・イベント、自己活動（以下「商品等」という）であり、排出量の埋め合わせ及び情報提供において、同一性を損ねないもの
- (3) 商品等が一般名称ではなく商品名等により個別具体的に特定できるもの

2 制度参加者は、当該制度参加者が第 17 条第 3 項に基づく認証を受けた案件（以下、「既認証案件」という）に対して同一性条件を満たしている案件を新たに申請する場合は、既認証案件とは別に申請することとし、第 21 条第 1 項に基づく更新申請の際に単一の案件として申請することができる。

### (申請)

第 15 条 制度参加者のうち、案件の認証を受けることを希望する者は、所定の手数料を認証センターに対して支払い、申請書を認証センターに対して提出するものとする。

2 認証センターは、前項に基づき提出された申請書につき、形式要件が満たされているかを確認の上、受理する。

3 前項に基づき確認の結果、形式要件が満たされていなかった場合の認証遅延の責は、制度参加者が負うものとする。

4 第 2 項に基づき確認の結果、一の申請書が同一性条件を満たさない複数の案件から構成されていると判断した場合、認証センターは、当該制度参加者に対し、再申請又は修正申請を行うよう要請することができる。

5 前項に基づき要請を受けた制度参加者は、前項に基づき再申請又は修正申請に係る所定の手数料を認証センターに対して支払い、申請書を認証センターに対して再度提出するものとする。

6 第 1 項における手数料については、運営経費や申請案件数等を勘案し、運営委員会において合理的に定める。

### (案件の予備審査)

第 16 条 認証センターは、専門家から構成される審査チームとともに、前条第 1 項に基づき提出された申請書に対し、認証基準に基づき予備審査を行う。

- 2 認証センターは、前項における予備審査においては、書類審査や証拠書類の提出依頼、電話等によるインタビューを行うとともに、必要に応じて現地審査を行う。
- 3 認証センターは、前条第 1 項に基づく申請を受理した日から起算して原則として 40 営業日以内に、第 1 項における予備審査で得られた情報を認証委員会に提出し、認証委員会による判断を仰がなければならない。
- 4 認証センターは、第 1 項における予備審査で得られた情報のうち、判断がつかない事項については独自の判断を行ってはならない。

(案件の本審査・認証)

第 17 条 認証委員会は、前条第 3 項に基づき認証センターから提出された予備審査で得られた情報を踏まえ、本審査を行う。

- 2 認証委員会は、前項における本審査においては、予備審査で得られた情報を基に、案件の適合性を判断する。
- 3 認証委員会は、第 1 項における本審査の結果、認証基準に適合していると判断した案件を認証し、当該案件の制度参加者に通知するとともに、運営委員会に報告する。
- 4 運営委員会は、認証センターのウェブページ上に当該認証結果を公開するとともに、制度参加者に対して認証書を送付するように認証センターに命じる。

(案件の差し戻し)

第 18 条 認証委員会は、前条第 1 項における本審査の結果、認証基準に適合していないと判断した案件又は一の申請書が同一性条件を満たさない複数の案件から構成されていると判断した案件を制度参加者に差し戻す。

- 2 前項に基づく差し戻しを受けた制度参加者は、申請内容を修正の上、2 回まで認証委員会に対して修正申請を行うことができる。ただし、軽微な修正により認証委員会の定めた期間内に認証基準に適合する場合は、認証センターに審査内容を委任の上、認証センターによる再審査を行うことで認証を与えることができる。

(認証に伴う結果と発生する権利)

第 19 条 認証委員会は、第 17 条第 3 項に基づく認証が得られた制度参加者に対して認証書を発行し、当該制度参加者は当該事実および認証書を外部に公表することができる。

- 2 認証が得られた制度参加者は、別に定める約款及び別に定める文書を遵守することを前提に、認証範囲内においてカーボン・オフセットラベルを利用することができる。
- 3 カーボン・オフセットラベルは社団法人海外環境協力センター（以下「当社団」という。）が意匠設計し、商標登録申請を行っているため、認証センター及び当社団は、カーボン・オフセットラベルが不正に使用された場合には、制度参加者のラベル利用権を停止するとともに、法的措置を取ることとする。

4 第 1 項に基づき発行された認証書及び第 2 項に基づき利用が認められたカーボン・オフセットラベルの所有権は、社団法人海外環境協力センターに帰属し、当該認証書及びカーボン・オフセットラベルの使用及び表示方法は別に定める文書によるものとする。

(認証等の有効期間)

第 20 条 認証およびこれに伴うラベル使用等（以下「認証等」という）の権利の有効期間は、認証の一時停止、取消または取り下げがない限り、認証委員会における認証決定日から、申請され認証された対象期間終了日までとする。ただし、有効期間は、申請受理日の月末から起算して 1 年を最長とし、それ以降は更新手続きを必要とする。

2 認証等の有効期間内に、認証基準や制度文書等が改訂された場合においても、認証時の基準等を満たしている限り、有効期間内における変更を要しないものとする。

3 制度参加者は、有効期間終了後は、カーボン・オフセットラベルの印刷・貼付等された認証対象物の出荷等、カーボン・オフセットラベルの利用に該当する行為を行ってはならない。

(更新手続き)

第 21 条 認証等は有効期間終了 3 ヶ月前より、所定の手数料を認証センターに支払い、更新申請手続きを行うことができる。

2 認証委員会は、前項における更新申請につき、第 17 条第 3 項に基づく認証を行った内容との相違点を確認し、認証基準に適合すると認められる場合は、第 1 項における有効期間の延長を認め、当該制度参加者に対して更新認証書を発行する。更新認証において、予備審査が必要と認められる場合は、認証センターは予備審査を行うこととする。

3 前項に基づき有効期限の延長が認められた場合には、当該認証の更新申請を行った制度参加者は引き続き、第 19 条第 1 項及び第 2 項に定める権利を得ることができる。

(認証取下げ)

第 22 条 制度参加者は、任意に、認証センターに対し、書面により、認証取下げの申請ができる。その場合、制度参加者は、認証センターに対し、既に支払われた手数料の返還を求めことはできず、未払いの使用料がある場合にはこれを支払わなければならない。

(設計変更等による再審査)

第 23 条 制度参加者は、当該制度参加者が認証を受けた案件において商品等の設計あるいは仕様の変更又は当該制度参加者の経営体制等の変更等により、第 17 条第 3 項に基づく認証結果に相当の影響が生じる可能性がある場合は、かかる変更等を実施する日から起算して 30 営業日より以前に、認証センターを通じて認証委員会に報告しなければならない。

2 認証委員会は、前項に基づく制度参加者の報告があった場合、速やかに当該認証案件の

再審査を行う。

3 認証委員会は、前項に基づく再審査の結果、当該制度参加者に対し、是正措置の通知、認証範囲の変更や認証の一時停止及び取消を行うことができる。

(認証案件の管理)

第 24 条 認証センターは、運営委員会の指示により、第 17 条第 3 項に基づく認証案件の管理に係る実務を遂行する。

2 認証取得後、認証された商品等が認証要件に合致していない場合には、制度管理者は適切な是正措置を求めるとともに、認証の一時停止又は取消を行うことができる。

3 カーボン・オフセット認証制度の適正な実施を図ることを目的に、または、制度参加者による認証基準、制度文書並びに別に定める約款に対する違反の疑いがある場合に、認証センターまたはその委託先が、カーボン・オフセットラベルの使用状況、カーボン・オフセットラベルを付した商品等の製造販売状況や販売実績などについて報告・証明を求めた場合、制度参加者は、調査に協力し、情報を提供しなければならない。

4 認証センターまたはその委託先は、制度参加者に事前に通知した上で、前項の目的を達成する範囲内において、制度参加者の本支店、委託先等への立入りを含む調査を行うことができる。

5 前 2 項の場合において、制度参加者が認証基準、制度文書並びに別に定める約款に違反していることが明らかとなった場合には、認証センターは、制度参加者に対し、前項の調査等認証センターに生じた調査費、人件費、交通費、宿泊費その他の実費を請求することができる。

(認証の取消)

第 25 条 認証センターは、制度参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、制度参加者に対する何らの通知・催告等を要することなく、認証センターは制度参加者のすべての認証を取消し、必要な是正措置をとることができる。

- (1) 制度参加者の申請書の記載に虚偽があることが判明したとき
- (2) ラベルが不正に使用されたとき
- (3) 当制度において定められた報告を怠り、又は、認証センターの調査若しくは現地監査を妨げたとき
- (4) 手数料の支払の全部又は一部を怠ったとき
- (5) 制度参加者の状況が認証基準や制度文書を満足しないと認める場合
- (6) 認証センターの許諾なくカーボン・オフセットラベルと類似のマークを使用したとき
- (7) 不適切な販売方法等により消費者の信頼を失うなどカーボン・オフセットラベルの信用を傷つけたとき

- (8) 会社更生、破産、民事再生等の申立を受け、又は、自らその申立をなしたとき
- (9) 手形の不渡処分、公租公課の滞納処分、又は、差押等の強制執行を受けたとき
- (10) 環境関連法規、消費者関連法規その他法令に違反し、又は、これらに基づく行政指導若しくは行政処分を受けたとき
- (11) 前各号に準ずる事由の発生したとき

2 前項の場合においては、当該制度参加者が関わるすべての認証は効力を失うものとし、認証センターは、当該制度参加者に対し、調査費、人件費、交通費、宿泊費並びに当該事象により発生した認証センターの直接的・間接的な被害に相当する精算金を請求することができる。

3 認証取消になった場合、当該制度参加者は、認証センターの指導に基づき、未出荷の在庫商品等について、認証取消後、1ヶ月以内に、目張りシール等の貼付、ラベル表示部分の消去等の適正な処理を行い、かつ、認証センターに対し、その経過及び結果を書面により適時に報告しなければならない。

4 制度参加者は、販売委託会社等の二次使用者も同様に認証基準や制度文書等を遵守するよう配慮しなければならない。

5 制度参加者の責めに帰すべき事由により認証停止となった場合でも、制度参加者は、認証センターに対し、諸手数料および概算使用料の返還を求めることはできない。

#### (報告義務)

第 26 条 制度参加者は、申請時の提出情報の一部を変更または中止した場合、当該事実の発生した日から 10 営業日以内に書面または電磁的方法により報告しなければならない。ただし、電磁的方法による報告については受領確認の通知をもって受領とみなす。

2 制度参加者は、認証センターに対し、申請時には認証された商品等に係る売上高の計画を、利用期間終了時には認証された商品等に係る売上高実績額の報告等を行わなければならない。

3 制度参加者による売上高実績報告がない場合、前項の使用料の計算の根拠となった売上高が虚偽のものであった場合には、当該制度参加者の関与するすべての案件の認証を取消すとともに、認証センターは当該制度参加者に対し、悪質性の程度に応じて、認証センターは調査費、人件費、交通費、宿泊費並びに当該事象により発生した認証センターの直接的・間接的な被害に相当する精算金の支払を請求することができる。

#### (カーボン・オフセットラベルの不正使用の禁止)

第 27 条 制度参加者は使用許諾を得た認証対象についてのみカーボン・オフセットラベルを使用することができる。ただし、認証対象が事情等により認証基準を満たさなくなった場合は、直ちにカーボン・オフセットラベルの使用を停止しなければならない。

2 認証センターは、制度参加者が前項に違反した場合には、違反状態の速やかな是正を求

めることができ、当該制度参加者はかかる是正勧告に従わなければならない。

3 前項における違反内容の悪質性の程度や無断使用の期間に応じて、認証センターは調査費、人件費、交通費、宿泊費並びに当該事象により発生した損害に相当する精算金の支払を請求することができる。

4 制度参加者が前項の是正要求に従わない場合には、認証センターは、制度参加者がラベルを誤使用した事実について公表するとともに、認証を取り消すことができる。

5 認証に伴う不祥事や認証ラベルの不正使用等については、制度管理者は情報収集を行い、これらの情報に基づき、監督委員会は、必要に応じて、会合を開催し、対応策を検討の上、運営委員会及び認証委員会に対して勧告を行う。

6 認証委員会は、監督委員会の勧告に従い、速やかに当該案件の再審査を行い、第 23 条第 3 項に規定する措置をとることができる。

7 運営委員会及び認証委員会は、監督委員会の勧告に従い、運営体制及び認証体制の見直しについて議論を行う。

#### (不正使用通報協力義務)

第 28 条 制度参加者は、第三者がカーボン・オフセットラベルを不正に使用する事実を知ったときは、当該第三者の名称、所在、不正使用の内容を認証センターまたはその委託先に報告しなければならない。

#### (権利譲渡等の禁止)

第 29 条 制度参加者は、認証センターの書面による事前の承諾なくして、制度参加者の法的地位又は権利（ラベルの利用権を含む。）を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は代理使用を許諾してはならない。

#### (カーボン・オフセットラベルを添付した商品等に関する責任)

第 30 条 制度参加者は、カーボン・オフセットラベルを添付した商品等の品質、性能、安全性等について一切の責任を負い、認証センターは一切の責任を負わない。

2 制度参加者は、制度参加者の責任と負担において、商品等により事故等が発生した場合には被害者への損害の賠償等をなし、消費者等から商品等につき苦情等がなされた場合には速やかに適切な改善等の措置を講ずるものとする。

#### (不当な表示等の禁止)

第 31 条 カーボン・オフセットラベルを付した商品等の広告などに当たっては、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令を遵守するとともに、消費者に環境保全上好ましくない誤解を与えるような表示または表現は避けなければならない。

2 制度参加者は、ラベルの使用等にあたり、「不当景品類及び不当表示防止法」その他の関

係法令を遵守しなければならない。

3 制度参加者は、委託先等が不当又は不適正なカーボン・オフセットラベルの表示等を行うことのないよう配慮しなければならない。

4 制度参加者は、環境関連法規及び消費者関連法規を遵守しなければならない。

## 第 3 章 あんしんプロバイダー制度における認証センターによる業務確認

## (申請)

第 32 条 あんしんプロバイダー制度に参加して、業務の確認を受けることを希望するオフセット・プロバイダーは、第 4 条第 2 項に定める制度文書に同意の上、所定の手数料を認証センターに対して支払い、申請書を認証センターに対して提出するものとする。

2 認証センターは、前項に基づき提出された申請書につき、形式要件が満たされているかを確認の上、受理する。

3 前項に基づく確認の結果、形式要件が満たされていなかった場合の認証遅延の責は、制度参加者が負うものとする。

4 第 1 項における手数料については、運営経費や申請案件数等を勘案し、運営委員会において合理的に定める。

## (予備確認)

第 33 条 認証センターは、専門家から構成される専門家チームとともに、前条第 1 項に基づき提出された申請書に対し、認証基準に基づき予備確認を行う。

2 認証センターは、前項における予備確認においては、書類審査や証拠書類の提出依頼、電話等によるインタビューを行うとともに、年 1 回の事務所確認を行う他、定期的に書類確認を行う。

3 認証センターは、前条第 1 項に基づく申請を受理した日から起算して原則として 60 営業日以内に、第 1 項における予備確認で得られた情報を認証委員会に提出する。

4 認証センターは、第 1 項における予備確認で得られた情報のうち、判断がつかない事項について認証委員会に諮問することができる。

## (認証委員会確認及び情報公開)

第 34 条 認証委員会は、前条第 3 項に基づき認証センターから提出された予備確認で得られた情報を基に、情報公開文書を確認する。

2 認証委員会は、結果を制度参加者に通知するとともに、運営委員会に報告する。

3 運営委員会は、認証センターのウェブページ上に当該結果を公開する。

4 認証委員会及び認証センターは、前条第 1 項における情報を基に、オフセット・プロバイダーに業務改善を促すことがある。

## (業務確認に伴う結果と発生する権利)

第 35 条 認証が得られた制度参加者は、別に定める約款及び別に定める文書を遵守することを前提に、名称を使用することができる。

3 あんしんプロバイダーは当社団が商標登録申請を行っているため、認証センター及び当社団は、名称が不正に使用された場合には、制度参加者の名称使用権を停止するとともに、法的措置を取ることにする。

(情報公開及び名称使用の期限)

第 36 条 情報公開ならびに名称使用の有効期間は、一時停止、または取り下げがない限り、認証委員会における情報公開採択日から、申請された対象期間終了日までとする。ただし、有効期間は、申請受理日の月末から起算して 1 年を最長とし、それ以降は更新手続きを必要とする。

2 有効期間内に、認証基準や制度文書等が改訂された場合においても、認証時の基準等を満たしている限り、有効期間内における変更を要しないものとする。

3 制度参加者は、有効期間終了後は、名称を使用してはならない。

(更新手続き)

第 37 条 制度参加者は有効期間終了 3 ヶ月前より、所定の手数料を認証センターに支払い、更新申請手続きを行うことができる。

2 認証委員会及び認証センターは、前項における更新申請につき、第 34 条第 3 項との相違点を確認の上、初回申請時と同様の手続きを行う。

3 前項に基づき有効期限の延長が認められた場合には、制度参加者は引き続き、第 36 条における権利を得ることができる。

(取り下げ)

第 38 条 制度参加者は、任意に、認証センターに対し、書面により、取下げの申請ができる。その場合、制度参加者は、認証センターに対し、既に支払われた手数料の返還を求めすることはできず、未払いの使用料がある場合にはこれを支払わなければならない。

(設計変更等による再確認)

第 39 条 制度参加者は、当該制度参加者が提供するサービスの設計あるいは仕様又は当該制度参加者の経営体制等の変更等により、第 34 条第 3 項に基づく情報公開内容に重大な影響を与える可能性がある場合は、かかる変更等を実施する日から起算して 30 営業日より以前に、認証センターを通じて認証委員会に報告しなければならない。

2 認証委員会は、前項に基づく制度参加者の報告があった場合、速やかに当該制度参加者の再確認を行うこととする。

3 認証委員会は、前項に基づく再確認の結果、当該制度参加者に対し、是正措置の通知を行うことができる。

(あんしんプロバイダー制度参加者の情報公開の管理)

第 40 条 認証センターは、運営委員会の指示により、第 34 条第 3 項に基づく情報公開に係る実務を遂行する。

2 カーボン・オフセット認証制度の適正な実施を図ることを目的に、または、制度参加者による認証基準、制度文書並びに別に定める約款に対する違反の疑いがある場合に、認証センターまたはその委託先が、業務執行状況などについて報告・証明を求めた場合、制度参加者は調査に協力し、情報を提供しなければならない。

3 認証センターまたはその委託先は制度参加者に事前に通知した上で、前項の目的を達成する範囲内において、制度参加者の本支店、委託先等への立入りを含む調査をすることができる。

4 前 2 項の場合において、制度参加者が認証基準、制度文書並びに別に定める約款に違反していることが明らかとなった場合には、認証センターは、制度参加者に対し、前項の調査等認証センターに生じた調査費、人件費、交通費、宿泊費その他の実費を請求することができる。

(報告義務)

第 41 条 制度参加者は、申請時の提出情報の一部を変更または中止した場合、当該事実の発生した日から 10 営業日以内に書面または電磁的方法により報告しなければならない。ただし、電磁的方法による報告については受領確認の通知をもって受領とみなすこととする。

(不正使用通報協力義務)

第 42 条 制度参加者は、第三者があんしんプロバイダーの名称を不正に使用する事実を知ったときは、当該第三者の名称、所在、不正使用の内容を認証センターまたはその委託先に報告しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第 43 条 制度参加者は、認証センターの書面による事前の承諾なくして、制度参加者の法的地位又は権利（名称の利用権を含む。）を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は代理使用を許諾してはならない。

(事業責任)

第 44 条 制度参加者は、オフセット・プロバイダーとしての事業について一切の責任を負い、認証センターは一切の責任を負わない。

2 制度参加者は、当該制度参加者の責任と負担において、事業において事故等が発生した場合には被害者への損害の賠償等をなし、事業において苦情等がなされた場合には速やか

に適切な改善等の措置を講ずるものとする。

付則

1. 本規程が発効する期日より前に、認証センターがあんしんプロバイダー制度に基づきあんしんプロバイダー制度参加者の業務確認を行い、情報公開を行っている内容については、本規程が発効した年度の年度末までの間、第 21 条第 3 項に基づく情報公開内容と同等とみなす。
2. 本規則におけるあんしんプロバイダー制度の取り扱いについては、平成 20 年度施行分については、旧制度のもとで実施し、第 1 回運営委員会後の新規申込および更新に対してのみ本規則を適用する。

## 付属書 A：カーボン・オフセットラベル付与条件（平成 21 年度基準）

カーボン・オフセットラベルの品質を保持するために、認証委員会におけるラベル付与にあたっての条件を以下の通り設定する。

（自己活動オフセット支援型における最低排出量）

1. 自己活動オフセット支援型において埋め合わせを行う最低量は商品等における商品 1 個、会議・イベントにおける参加者 1 名あたり最低  $1\text{kgCO}_2$  とし、 $1\text{kgCO}_2$  未満を付すものにはラベルを付与しない。商品等や会議・イベント以外の場合においても、合理的に説明がつく単位における最低排出量は最低  $1\text{kgCO}_2$  とし、かつ、全体の排出量合計は最低  $1\text{tCO}_2$  を上回らなければならない。

（バウンダリ設定・排出量算定における原則）

- 2-1. バウンダリの設定においては、商品等に係る主要排出源を含める形で広めに設定することを原則とする。意図的に主要排出源をはずして算定している場合や、商品等の包装時排出量のみをバウンダリに設定して、商品等そのものがカーボン・オフセットされているように表示する等、消費者の誤解を招くようなバウンダリ設定を行った場合は、認証しない場合がある。
- 2-2. 排出量の算定においては、バウンダリ内における主要排出源の推定を行い、合理的に算定可能な範囲の相当量をカーボン・オフセットの対象とすることを原則とする。
- 2-3. 算定結果は切り上げることを原則とする。

（オフセット比率における原則）

3. 算定した排出量に対して、カーボン・オフセットを行う排出量の比率については、20% 以上を原則とする。100%未満の場合は、数値の根拠を、20%未満の場合はこれに加えて 20%以上として設定することができない理由を、合理的に説明できるようにすることを原則とする。

付属書 B：ラベル使用料算定方法

ラベル使用料算定にあたっての売上高の取扱について次のように定める。

(概算払い)

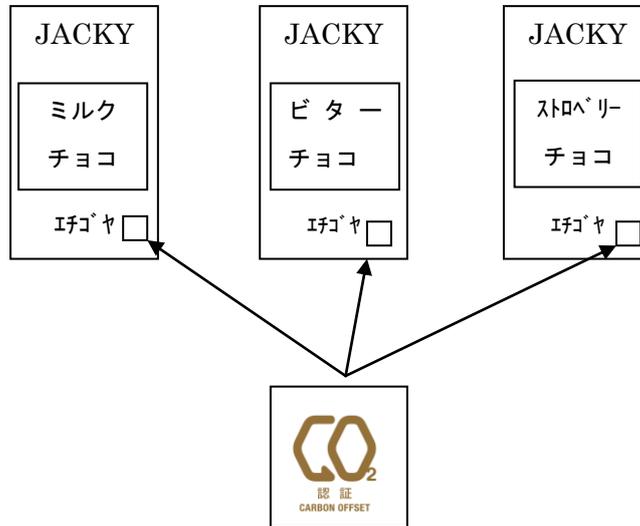
1. 制度参加者は、申請時に商品等に係る売上高計画額に基づいて概算額を支払うものとする。

(売上高報告)

2. 制度参加者は、ラベル利用期間終了後 2 ヶ月以内に売上高実績額を報告の上で実績使用料を算定し、計画額に基づく概算使用料と実績使用料の差異を更新時使用料請求への加減算により精算するものとする。制度参加者が更新しない場合には、過不足額を精算するものとする。

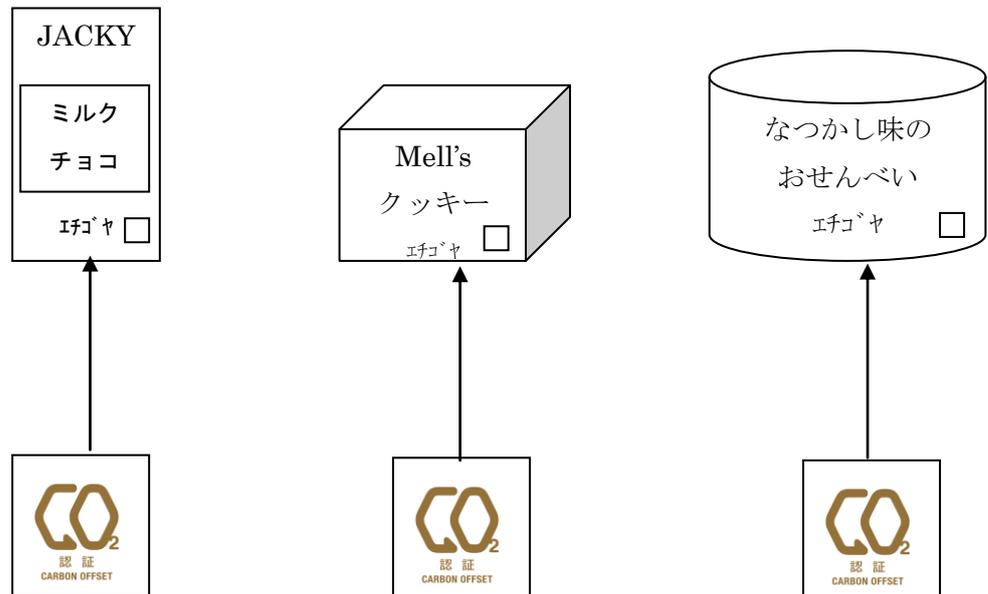
## 参考資料

例：チョコレートでオフセットキャンペーン商品を認証する場合



- ・ 同一商品（ブランド）シリーズであること（内容物がほとんど同じであれば味・サイズなどが異なっても可）
- ・ 販売計画が単一のもの

例：別売りのオフセットお菓子を認証する場合



- ・ 同一商品名（ブランド）ではなく、規格・内容物も異なる
- ・ 販売計画が別である

## カーボン・オフセット認証制度委員会規程 (案)

平成 21 年 4 月 30 日

カーボン・オフセット認証制度運営委員会

カーボン・オフセット認証制度実施規則（以下、「実施規則」）第 5 条に基づき、運営委員会、認証委員会及び監督委員会を設置し、委員会規程を以下のように定める。

## （目的）

第 1 条 本規程は、カーボン・オフセット認証制度における、運営委員会、認証委員会及び監督委員会の分掌を定めるとともに、各委員会の基本的事項を定めるものである。

## （運営委員会）

第 2 条 運営委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) カーボン・オフセット認証制度の運営
- (2) 制度文書管理
- (3) 個別のカーボン・オフセットの取組の第三者認証における認証済案件及びカーボン・オフセットラベル使用状況、並びにあんしんプロバイダー制度における情報公開状況の管理
- (4) 運営委員会、認証委員会及び監督委員会の所掌する事項のいずれにも該当しない内容の分掌
- (5) その他付随する業務

## （認証委員会）

第 3 条 認証委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 個別のカーボン・オフセットの取組の第三者認証における申請案件に対する本審査
- (2) 個別のカーボン・オフセットの取組の第三者認証における申請案件に対する認証（申請案件に対するカーボン・オフセットラベルの付与・発行の承認）
- (3) あんしんプロバイダー制度に基づく申請事業者に対する情報公開内容の確認

## （監督委員会）

第 4 条 監督委員会は、次の事項を所掌し、運営委員会及び認証委員会に勧告を行う。

- (1) カーボン・オフセット認証制度の運営や個別のカーボン・オフセットの取組の認証に対する制度全体の監理
- (2) 利害関係者からの苦情、異議申立ての受付
- (3) 運営委員会及び認証委員会における利害抵触、倫理、機密保持等、制度運営に関する客観性・公平性等に関する判定

- (4) 個別のカーボン・オフセットの取組の認証案件及びあんしんプロバイダー制度における申請事業者等による不正使用等の調査結果の分析

(構成及び委員の委嘱)

第5条 各委員会は5名以上15名以内をもって構成する。気候変動対策認証センターは次に掲げる有識者等のうちから委員を選任し、委嘱を行う。

- (1) 気候変動対策に関する学識経験者
- (2) 温室効果ガス及び業務監査に関する専門家・有識者
- (3) 事業者および消費者を代表する団体、関係行政機関等の専門家・有識者

2 委員の異動等により、前項の要件を満たさなくなった場合または利害抵触等、委員としてふさわしくない行為があると認められた場合は、任期の途中であっても委員委嘱期間を中断することがある。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は1年とするが、再任を妨げない。ただし、5年を超える再任についてはパブリックコメントに付し、運営委員会及び認証委員会の委員については監督委員会が、監督委員会の委員については運営委員会が、パブリックコメントにおいて提出された意見を踏まえ判定するものとする。

(座長の選任と役割)

第7条 各委員会は座長を任命し、座長は当該委員会を統括する。

- 2 座長は学識経験者等中立的な立場の委員とし、互選を基本とする。
- 3 座長にやむを得ない事情がある時は、学識経験者等中立的な立場の委員を優先して座長が副座長として指名し、副座長は座長の代行を行う。

(委員会の開催)

第8条 各委員会は座長が召集し、年1回以上開催する。なお、運営委員会は年4回程度、認証委員会は年8回程度、監督委員会は年1回程度の開催を目安とする。

- 2 各委員会の議長は座長が務める。
- 3 各申請者の情報が審議されるため、各委員会は非公開とする。ただし、議事概要及び認証結果は気候変動対策認証センターウェブページに公開する。
- 4 各委員会については、必要に応じて、電磁的方法による開催を行うことができる。

(委員会の定足数)

第9条 各委員会は構成する委員の3分の2以上の出席がなければ、委員会を開催し、議決を行うことができない。ただし、当該議決について、委員会に出席することができない委

員があらかじめ書面等により意思を表示した場合は、当該委員を出席したものとみなす。

(委員会の議決)

第 10 条 委員会における議決は、原則として出席者によるコンセンサス方式に基づくが、コンセンサスを得られない場合は、出席者の過半数をもって議決を行う。なお、可否同数の場合は座長が決することとする。

(利害抵触の防止)

第 11 条 各委員会において、直接的に申請案件の形成（申請者に対する助言及びコンサルタント・サービスをいう。）に関わった委員は当該案件の審議においては、議決権を行使することができない。

(規程の制定・改廃)

第 12 条 当規程の制定は、第 1 回運営委員会における採択により発効する。

2 当規程の改廃は、各委員会の発議に基づき、運営委員会において決議される。

(事務局)

第 13 条 委員会の事務局は気候変動対策認証センターが実施する他、監督委員会の事務局は第三者に委託を行うこととする。

## カーボン・オフセット認証制度 ラベル・名称使用規程 (案)

平成 21 年 4 月 30 日

カーボン・オフセット認証制度 運営委員会

当規程はカーボン・オフセット認証制度実施規則第 14 条及び第 21 条に基づき、当認証制度において使用されるラベルや名称等の使用方法を次のように定める。

## 第 1 章 総則

## (目的)

第 1 条 当規程は、カーボン・オフセット認証制度に基づき、認証等を受けた事業者等（以下「制度参加者」という）がカーボン・オフセット認証ラベル（以下「カーボン・オフセットラベル」という）及びあんしんプロバイダーの名称を使用するにあたって必要な事項を定める。

## (ラベル使用・名称使用)

第 2 条 当規程における「ラベル使用」とは、当認証制度に基づく審査の完了したカーボン・オフセット案件に係る制度参加者が日本国内においてカーボン・オフセットラベルを使用することをいう。また、「名称使用」とはあんしんプロバイダー制度に基づいて実績確認の完了した制度参加者が「あんしんプロバイダー制度」という名称を日本国内で使用することをいう。ラベル使用および名称使用は、気候変動対策認証センター（以下「認証センター」という）の許諾または公表によってのみ可能となり、審査および実績確認の完了していない事業者、もしくは審査・実績確認が済んでいない期間については「ラベル使用」および「名称使用」の範囲からは除外される。

2 認証センターは、制度参加者のラベル使用又は名称使用の実態が当認証制度、認証基準、制度文書、本規程のいずれかの趣旨が合致しない又はそのおそれがあるときは、是正勧告を行う。

3 制度参加者が前項の勧告に従わないときは、認証センターはウェブページにて注意喚起を行い、是正されない場合は、ラベル使用許諾を取消し、または、あんしんプロバイダー制度参加者一覧から除名を行うことができる。ラベル使用許諾の取消または除名が行われた場合、すでに支払った手数料等の返還には応じない。

## (ラベル・名称使用における事前報告)

第 3 条 制度参加者がカーボン・オフセットラベルや、あんしんプロバイダーという記述を付した印刷物を広く配布する必要がある場合は、事前に、当該印刷物を、添付の上で、利用目的、配布期間、配布場所、配布者等の情報を認証センターに対して、書面により報告

することとする。

(規程の制定・改廃)

第 4 条 当規程の制定は、第 1 回運営委員会における採択により発効する。

2 当規程の改廃は、各委員会の発議に基づき、運営委員会において決議される。

3 あんしんプロバイダー制度名称使用規程（平成 20 年 11 月 18 日）は、当規程の採択により当規程に統合する。

## 第 2 章 カーボン・オフセット認証におけるラベル使用

(使用許諾の範囲)

第 5 条 商品やパッケージなどにカーボン・オフセットラベルを表示できるのは、制度参加者の認証された案件に限定され、これ以外に、カーボン・オフセットラベルを表示し又はその他使用することはできない。万が一、上記制限に違反してカーボン・オフセットラベルが使用された場合等は、無断使用に該当し、認証センターは、民事上及び刑事上のあらゆる法的措置を執り行うことができる。

2 カーボン・オフセットラベルおよび認証案件に対しては、以下の組み合わせによる表示及び形容のみを用いることができる。

「環境省基準による」

「気候変動対策認証センターによる」

「気候変動対策認証センターの」

「カーボン・オフセット認証」

「カーボン・オフセット認証ラベル」

「カーボン・オフセットラベル」

(カーボン・オフセットラベルの表示方法)

第 6 条 カーボン・オフセットラベルを使用する際は、別紙のとおり、予め定められた表示方法に従わなければならない。また、認証番号と認証センターのホームページおよび QR コードを必ず表示して必要な情報を公開しなければならない。㊦タイプを基本とするが、背景が白地、または白に近似している場合のみ㊦タイプを使用でき、背景に写真や色があり、カーボン・オフセットラベルが目立たないと判断した場合は白フチ付タイプを使用することができる。

(カーボン・オフセットラベルの色)

第 7 条 カーボン・オフセットラベルを使用する際は、次のとおり、予め定められた色を使用しなければならない。なお、4 色刷りの場合、単色ロゴを用いてはいけない。

ブラウンロゴ	C (シアン) 50%、M (マゼンダ) 60%、Y (イエロー) 100%
グリーンロゴ	C (シアン) 60%、M (マゼンダ) 0%、Y (イエロー) 100%
単色ロゴ	B (ブラック) 100%

(カーボン・オフセットラベルのサイズ)

第 8 条 カーボン・オフセットラベルは L サイズ (天地 30mm 以上で使用する場合)、M サイズ (天地 14mm 以上 30mm 未満で使用する場合)、S サイズ (天地 7mm 以上 14mm 未満で使用する場合) の 3 種とする。

(カーボン・オフセットラベル表示における禁止事項)

第 9 条 カーボン・オフセットラベルの認証案件が部材、部品などとして用いられる場合は、認証案件についてのみカーボン・オフセットラベルを使用することができる。認証商品である部材、部品などを用いて組み立てられた完成商品等には、カーボン・オフセットラベルを使用してはならない。

また、納入先の注文による特別仕様によって外観などが変わる商品等や、カーボン・オフセットラベル使用制度参加者以外が商品名・型式名を変更して認証案件を販売する場合は、別途、認証を取得しない限り、そのままカーボン・オフセットラベルを使用してはならない。

(カタログ等におけるカーボン・オフセットラベル表示における禁止事項)

第 10 条 カタログ、ホームページなど広告物において、カーボン・オフセットラベルの認証案件とそれ以外のものが混在して掲載されるカタログなどの印刷物、およびインターネットホームページ上などにカーボン・オフセットラベルを使用する場合は、消費者がどの商品等がカーボン・オフセットされているのかをはっきり識別できるよう、カーボン・オフセットラベル認証番号等を明記し、消費者等に誤解を生じさせる表示を用いてはならない。カーボン・オフセットラベル認証案件以外の商品等に対しては、カーボン・オフセットラベルを使用してはならない。

### 第 3 章 あんしんプロバイダー制度における名称使用

(あんしんプロバイダー制度における名称使用禁止)

第 11 条 制度参加者が自社を紹介する場面等において、名刺や会社案内等の印刷物や社屋入口の看板等、恒久的に用いるものに印刷し使用することはできない。また、制度参加者の属性としてあんしんプロバイダーを名乗ってはならず、認証、登録、公認等の用語を用いてはならない。ただし、事前に認証センターの許諾が得られた場合はその限りではない。

(あんしんプロバイダー制度における名称使用)

第 12 条 認証センターは、制度参加者が「あんしんプロバイダー」の名称を使用することを次の場合に限定する。

(1) セミナー・講演会等におけるプレゼンテーション等で、オフセット・プロバイダーの透明性確保の取組を推進するために、あんしんプロバイダー制度の説明を一般論として行うなど、非営利かつ公益目的で名称を使用する場合。その際、口頭で制度参加者が制度参加を行っていることに言及することはできる。

(2) 自社の透明性確保の取組実績を表明する場合。ただし、ウェブページにおいては必ず認証センターの「あんしんプロバイダー制度」([www.4cj.org](http://www.4cj.org))へのリンクを行うこととする。口頭において実績の表明を行う場合は、認証センターのウェブページに掲載された内容に限定し、実績の期間・内容等を正確に表明することとする。印刷物等における実績の表明は、前条に基づき行うことができない。その他の手段により取組実績を表明する場合には、事前に認証センターに問い合わせた結果、表明する方法を確認しなければならない。

(3) 使用目的があんしんプロバイダー制度の普及のためである場合。その際、口頭で制度参加者が制度参加を行っていることに言及することはできる。

付則

1. 第 4 条第 3 項にも関わらず、平成 20 年度内に申請のあったオフセット・プロバイダーについては、平成 21 年度末までは、あんしんプロバイダー制度名称使用規程（平成 20 年 11 月 18 日）を利用することができる。

ブラウン 特色

DIC 339

Ⓐタイプ



認 証  
CARBON OFFSET

Ⓑタイプ



認 証  
CARBON OFFSET

ブラウン 分解色

C50% + M60% + Y100%

Ⓐタイプ



認 証  
CARBON OFFSET

Ⓑタイプ

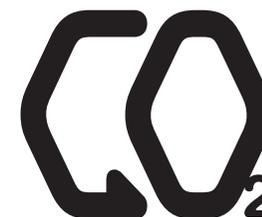


認 証  
CARBON OFFSET

単色

100%

Ⓐタイプ



認 証  
CARBON OFFSET

Ⓑタイプ



認 証  
CARBON OFFSET

グリーン 特色

DIC 2549

Ⓐタイプ



認 証  
CARBON OFFSET

Ⓑタイプ



認 証  
CARBON OFFSET

グリーン 分解色

C60% + Y100%

Ⓐタイプ



認 証  
CARBON OFFSET

Ⓑタイプ



認 証  
CARBON OFFSET

**注意 1)**

4色刷りの場合、スミベタは使用不可。  
ブラウンかグリーンを使用してください。

**注意 2)**

Ⓐタイプは背景が白地、または白に近似している場合のみ使用可。

	<p><b>L</b> 天地 30mm 以上で使用する場合</p>	<p><b>M</b> 天地 30mm 未満 ~14mm 以上で使用する場合</p>	<p><b>S</b> 天地 14mm 未満で使用する場合 (最小使用サイズ=天地 7mm)</p>
<p><b>A</b> タイプ</p> <p>背景が白地、または 白に近似している 場合のみ使用可。</p>			
<p><b>B</b> タイプ</p>			

背景に写真や色があり、ラベルが目立たないと判断した場合は、白フチ付きタイプを使用してください。

	<p><b>L</b> 天地 30mm 以上で使用する場合</p>	<p><b>M</b> 天地 30mm 未満 ~14mm 以上で使用する場合</p>	<p><b>S</b> 天地 14mm 未満で使用する場合 (最小使用サイズ=天地 7mm)</p>
<p>白フチ付きタイプ</p>			



天地のサイズは  
白フチを含まない  
部分を基準とする

## 参考資料

## あんしんプロバイダー名称使用について（概要解説）

気候変動対策認証センター

あんしんプロバイダー制度とは、一定の水準を満たしていることをもって「あんしんプロバイダー」であることを第三者機関が認証する制度ではなく、オフセット・プロバイダーによるクレジットの取扱い方等を第三者機関が定期的に確認し、制度に参加するオフセット・プロバイダーの透明性を継続的に確保していく制度である。

このため、本制度に参加するオフセット・プロバイダーは、「あんしんプロバイダー制度参加（事業）者」であると称することはできても、自社の属性として「あんしんプロバイダー」であると称するべきではなく、名称使用に一定のルールをもたせる意味から、あんしんプロバイダー名称使用規程を設けることとする。概要は以下の通りである。

- ・名刺、会社案内や社屋入口等の自社を紹介する場面における使用を禁じる。（看板や印刷物等、恒久的に用いるものに印刷してはならない。）
- ・ウェブページにおいて、気候変動対策認証センター（[www.4ci.org](http://www.4ci.org)）の「あんしんプロバイダー制度」へのリンクを行うことにより、自社の実績を表明することはできる。
- ・プレゼンテーション等においては制度設計の説明を行った上で、口頭で制度利用を行っていることを言及することはできる。

（ウェブサイトにおける掲載例）

- 当社は、気候変動対策認証センターのあんしんプロバイダー制度により、第三者機関を利用した透明性の確保に努めています。
- 当社はあんしんプロバイダー制度参加（事業）者です。  
(制度紹介ページおよび各社のページに対するリンク設定により実績を表明する。)
- × 当社はあんしんプロバイダーです。
- × 当社はあんしんプロバイダーに認証されています。
- × 当社はあんしんプロバイダーとして認証されています。
- × 当社はあんしんプロバイダーに登録されています。
- × 当社は環境省により認証されています。
- × 当社は環境省公認プロバイダーです。
- × 当社は気候変動対策認証センター認証プロバイダーです。

Ver \_\_\_\_\_

カーボン・オフセット認証制度に基づく  
カーボン・オフセット認証申請書 (案)

案件名	
申請(事業)者名	印

申請日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

## A：案件の概要

申請案件名			
案件名※ <sup>1</sup>			
認証単位の要件への合致状況※ <sup>1</sup>			
案件の概要 ※ <sup>2</sup>			
対象期間	年	月	日～
	年	月	日
申請者名 ※ <sup>3</sup>			
申請(事業)者名 (フリガナ)			印
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
申請代行事業者名 ※ <sup>4</sup>			
事業者名(フリガナ)			印
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
カーボン・オフセット種別 <input type="checkbox"/> のうち、該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入願います。			

認証区分	<input type="checkbox"/> I-1 商品使用・サービス利用オフセット <input type="checkbox"/> I-2 会議・イベント開催オフセット <input type="checkbox"/> I-3 自己活動オフセット <input type="checkbox"/> II 自己活動オフセット支援		
認証のタイミング	<input type="checkbox"/> 事前認証時及び事後確認時 <input type="checkbox"/> 事後認証時		
カーボン・オフセットの主体(帰属先) <sup>※5</sup>	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 申請者の提供する商品・サービス等の購入者 <input type="checkbox"/> 申請者の主催する会議・イベント等への参加者 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
オフセット・プロバイダー <input type="checkbox"/> のうち、該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入願います。			
プロバイダー利用	<input type="checkbox"/> あんしんプロバイダー制度参加者のプロバイダーを利用する。 <input type="checkbox"/> あんしんプロバイダー制度参加者以外のプロバイダーを利用する。 <input type="checkbox"/> プロバイダーは利用しない。		
事業者名(フリガナ)			
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
利用予定のラベル			
ラベルの利用目的			
利用方法			
ラベルの大きさ	<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小		
ラベルのデザイン	<input type="checkbox"/> 枠なし・白抜き <input type="checkbox"/> 抜き		
ラベルの色	<input type="checkbox"/> ゴールド <input type="checkbox"/> 緑 <input type="checkbox"/> 黒 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
印刷する素材			

※1: 申請案件名は、認証委員会により変更されることがある。実施規則第 14 条にある認証単位の要件を満たしていることを証明し、複数である場合には案件数を記入すること

※2: 申請(事業)者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。

※3: 申請代行業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。また、申請代行業者と申請(事業)者との間で交わされた業務代行に係る契約を添付すること。

※4: 申請案件に係る関係者の役割分担が分かる図などを添付すること。

※5: 「カーボン・オフセットを行ったと主張できる者」を意味する。



④算定範囲及び算定排出量についての情報提供(認証区分Ⅱのみ)	
<b>削減努力の実施</b>	
計実区分	<input type="checkbox"/> 計画 <input type="checkbox"/> 実績
①申請者自身の排出量の削減取組※ <sup>1</sup>	
②区分ごとの対象に係る排出量の削減取組(認証区分Ⅰのみ)	
③消費者等に対する排出量の削減努力の促進に関する取組(認証区分Ⅰ-1、Ⅰ-2、Ⅱのみ)	
<b>クレジットの調達等および排出量の埋め合わせ</b>	
①クレジット種別と無効化の方法※ <sup>2</sup>	<p>【無効化(予定)日】 平成 年 月 日</p> <input type="checkbox"/> 京都クレジット(償却)(種類: ) <input type="checkbox"/> 京都クレジット(取消)(種類: ) <input type="checkbox"/> オフセット・クレジット(J-VER) <input type="checkbox"/> JVETSの排出枠
②クレジットの調達(無効化)に係る契約	添付資料
③オフセットに用いるクレジット量	_____ t



C : その他

案件に関連する許認可・合法性の証明 ※<sup>1</sup>

案件に関連する環境対策の内容、環境性能 ※<sup>1</sup>

案件に関連する関係者の状況 ※<sup>1</sup>

※<sup>1</sup>:法令等によって実施が求められていない場合は省略可。

Ver \_\_\_\_\_

あんしんプロバイダー制度参加申請書 (案)

申請事業者名	印
--------	---

申請日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(申請者)

法人名	
住所	
代表者 (末尾に代表者印)	役職 氏名 印
担当者	役職 氏名
メールアドレス	
電話番号	
FAX 番号	
備考	

該当部分に丸印を記入願います。

手続文書		有
クレジット取扱 の有無	京都クレジット	有 ・ 無
	オフセット・クレジット	有 ・ 無
	JVETS	有 ・ 無
	その他 (含 クレジットに類似 するもの)	有 ・ 無 ( 具体的には )
算定支援サイトの有無		有 ・ 無

(添付書類)

- ・カーボン・オフセット認証制度の諸手続等に伴う誓約書
- ・申込事業者による社内手続を定めた文書とその関連文書
- ・事業に関する契約類
- ・算定および情報公開に関する基本方針